

論説

裁判員制度への人々の態度： 裁判員等の記者会見と守秘義務について

東京大学教授

太田勝造

I. はじめに

II. 本稿の質問事項設定の趣旨：記者会見と守秘義務

III. 本稿の調査の質問内容と単純集計結果

- 1 記者会見への意向調査
- 2 守秘義務に対する態度

IV. 記者会見応諾意向および守秘義務態度・評価と関連する事項

- 1 裁判員制度への態度を測る尺度
- 2 記者会見応諾意向と守秘義務緩和について

V. 終わりに

I. はじめに

2009年5月21日から始まった裁判員制度も満2年を経過し、評価見直しの時期を迎えつつあるといえる¹⁾。日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について：裁判員制度は成功するか？」(2007～2010年度、研究代表者：松村良之千葉大学法経学部教授)を得て、裁判員制度に対する人々及び弁護士との態度・評価を研究してきた。この研究の一環として、一般市民に対する質問票調査を2回実施した。すなわち、裁判員裁判が開始する前の段階である2008年2月～3月と、開始された後の段階である2011年2月に、(1)情報化社会における生活態度に関する質問群、(2)社会生活に関する態度についての一般的な質問群、(3)裁判員裁判や刑事司法についての経験や関わりについての質問群、(4)刑事司法についての態度・評価に関する質問群、(5)裁判員制度についての知識や態度・評価に関する質問群、(6)要因計画法の手法を用いたシナリオ・スタディー(ヴィニエット・スタディー)の質問群²⁾、及び(7)フェイス・シート質問群で構成されている質

1) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年5月28日法律第63号)の附則の第9条は、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十分に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。

2) 2008年の事前調査における要因計画法によるシナリオ・スタディーの結果の一部については、太田勝造「裁判員裁判の実証的研究——要因計画による制度運用への示唆——」法社会学72号88頁,88-116頁(2010)を参照。

問票を構築して調査を行った。2008年の事前調査と2011年の事後調査では、原則として同一の質問事項を同一の文言で尋ねたが、裁判員裁判が始まる前を前提とする表現と始まった後を前提とする表現は修正し、また、事前・事後の間の比較を主たる研究テーマとしていない(6)の要因計画法の質問事項など、質問票の全体的な構成や分量などが大きく異なる限内で、一部は質問事項を入れ替えている³⁾。本稿の対象は、正にこのような質問群であり、具体的には第二派調査(2011年調査)で新規に導入した質問群である。

II. 本稿の質問事項設定の趣旨： 記者会見と守秘義務

2011年に新規に導入した調査事項の中で、本稿が扱うのは、裁判員経験者に課せられる守秘義務をめぐる諸問題についてである。2009年5月の裁判員裁判の開始後、マス・メディアの注目が集中し、裁判の終了後に裁判員経験者にメディアが記者会見を求められ、それに裁判員経験者の全員ないし一部が応じて、種々の報道がなされることが続いて

いる。とりわけ世間やメディアの注目を集める刑事事件については、裁判員経験者に対してメディアが記者会見を求めることが今後も続くであろうと思われる。

裁判員経験者から見れば、記者会見を求められた場合、(1) それに応じるか否か、応じる場合に(2) 自己のアイデンティティをどこまで開示するか(名前、写真など)、そして記者会見での発言に関して(3) 裁判員に課せられる守秘義務との関係でどこまで開示するか、開示できるか、の判断をしなければならない。これまでのところ、裁判員全員が記者会見に応じた場合や⁴⁾、一部のみが応じた場合、応じた場合に写真撮影に応じた場合と応じなかった場合などがある。

守秘義務に関しても、記者会見をめぐる問題が顕在化している。日本の裁判員裁判の第2号の事件での記者会見で、判決言い渡しの際に裁判長が被告人に「十分やり直しが効く年齢」などと説諭した点に関して、記者が「これは裁判員のみさんの言葉を代弁したものなのか」と質問した際に、立ち会っていた地方裁判所職員が裁判員に対して発言の静止をしたと報道されている⁵⁾。また、山口地方裁判所では、裁判員と補充裁判員の合計5

3) 2008年の事前調査の主要部分についての調査結果については、基礎データの基本集計結果の報告として、松村良之ほか「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識」北大法学論集 59 巻 4 号 2228 頁、2228-2302 頁 (2008) があり、2009年の明治大学での日本法社会学会での報告に基づく研究成果として、松村良之「人々の裁判員制度と刑事司法への態度——その評価を中心に——」法社会学 72 号 70 頁、70-87 頁 (2010)、太田・前掲注 2) 88 頁、木下麻奈子「人々の裁判員裁判への態度——裁判員になることを規定する要因の構造——」法社会学 72 号 117 頁、117-134 頁 (2010) がある。

4) たとえば、裁判員裁判の第1号の事件について「【裁判員 判決】国民参加の結論は懲役15年 裁判員全員が記者会見へ」産経新聞 2009年8月6日では、6名全員の裁判員と補充裁判員の1名が記者会見に出席する意向を示したと報じられ、「【裁判員裁判】初の経験者『7番』が語る『被告の顔を見る責任があった』」産経新聞 2009年8月6日では「アルバイトの男性(61)」が8日に司法クラブで記者会見に応じた内容が報道されている。

裁判員裁判の第2号でも裁判員6名と補充裁判員2名が記者会見に応じている(「【裁判員2例目】守秘義務に抵触? 会見で地裁が発言制止」産経新聞 2009年8月12日参照)。

裁判員裁判の第3号の事件では女性1名を含む4名の裁判員が記者会見に応じている(「【裁判員3例目 会見(1)】『性犯罪、見たり聞いたりで苦しかった』 女性含む4人が心情を吐露」産経新聞 2009年9月4日)。この4名のうちの男性一人は写真撮影にも応じている。

暴力団が関与する覚醒剤の密輸事件の被告人の事件では、裁判員6名のうち5名と補充裁判員2名の7名が記者会見をしている(「【裁判員 大阪地裁会見詳報】『量刑は数学の足し算を解くのと違う』」産経新聞 2009年9月9日)。

裁判員が記者会見に応じたことに基づく報道としては、例えば、「【裁判員 神戸地裁判決】20代女性裁判員『親の気持ち伝わった』」産経新聞 2009年9月9日がある。

なお、「裁判員裁判：フィリピン人被告に実刑 言葉の壁『意図通じた』——さいたま地裁」毎日新聞 2009年9月12日では補充裁判員も含めた8名が記者会見に応じ、そのうちの一人は「30代の会社員、〇〇さん」と実名も報道されている。以上はすべてWEB版によっている。

5) さいたま地方裁判所の裁判員裁判の記者会見で、記者の質問に対して3人の裁判員が答えた後、4人目の裁

名による記者会見終了直後、
「保護観察に関するやりとりについて、地裁側が『守秘義務に反する可能性がある』と指摘して報道の自粛を各社に要請。約3時間後に一転して撤回し、謝罪する一幕があった。」と報道されている⁶⁾。

まず、メディアの記者会見要請については、報道を見た限りでは、裁判員経験者も裁判所も、積極的とまでは言えなくとも、どちらかと言えば前向きに対応しているという印象がある。

しかしながら、最高裁判所の『裁判員等経験者に対するアンケート（平成22年度）』

(2011年3月)によれば⁷⁾、裁判員経験者から自由解答欄にメディアの取材や報道に対する批判的意見が述べられており⁸⁾、裁判員になることのディスインセンティブになりうるという趣旨の指摘と解釈することができる。

これを受けて、本稿の第一の調査テーマとして裁判員経験後に記者会見等に応じる用意があるか否かについて、一般人に対して調査をすることにした。これは、裁判員制度の運用について、メディアとの関連をいかにするべきかの観点からの政策的提言の要否とその内容を考察するための資料を提供することを目的とするものである。

次に裁判員の守秘義務⁹⁾に関しては、制

判員が、部屋の後ろに控えていた地裁職員に「言っていないですか」と尋ねると、職員が首を振って制止し、記者が抗議したと報道されている（『【裁判員2例目】守秘義務に抵触？ 会見で地裁が発言制止』産経新聞2009年8月12日、WEB版による）。

毎日新聞夕刊2010年11月13日には、札幌地方裁判所の強制わいせつ致傷事件の裁判員裁判の判決後の会見に実名で応じた男性裁判員が「評議の大多数の意見を重要視するというで判決を出した。腹の中を言う甘い」と発言し、それを聞いた補充裁判員の男性が「守秘義務違反になる」と激昂して退席した、と報道されている。

甲府地方裁判所での被告人の手錠を裁判員の前で外したことをめぐり記者会見での発言制止については樋川義樹「冒頭撮影拒否など課題が続出——甲府地裁の事例から（裁判員制度と取材・報道（第5回）」新聞研究708号30頁、31頁（2010）が紹介し論じている。

阪口由美『『聖域』への扉をどう押し開けるか——福岡地裁の事例から（裁判員制度と取材・報道（第5回）」新聞研究708号33頁、34頁（2010）は福岡地方裁判所から「守秘義務に抵触する恐れがあるので配慮願いたい」と通告があった事例を紹介している。

小泉敬太「貴重な声を制度検証に生かすために——裁判員記者会見1年の成果と課題（裁判員制度と取材・報道（第5回）」新聞研究708号26頁、29頁（2010）によれば新聞協会会員社が地裁ごとに分担して2010年1月から2月に実施したアンケートで、裁判所担当者が裁判員経験者の発言を守秘義務違反の疑いで制止するケースが23件出ていた。裁判員経験者の記者会見に関する詳細については梓澤和幸「裁判員制度と公開」山梨学院ロー・ジャーナル5号37頁、55-61頁（2010）参照。

6) 『【裁判員 山口地裁】守秘義務めぐり報道自粛を要請、一転撤回』産経新聞2009年9月9日（WEB版による）。

7) 22年度調査の対象は2010年1月以降、同年12月末日までに全国60の地方裁判所本庁または裁判員裁判取扱支部において、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者である。質問票の回収数は、合計44,040名で、内訳は、裁判員経験者が8,285名、補充裁判員経験者が2,673名、裁判員候補者経験者が33,082名であった。調査対象期間中にアンケート用紙を配布した人数を分母とした場合の回収率は、裁判員経験者が96.5%、補充裁判員経験者が90.9%、裁判員候補者経験者が96.6%である。最高裁判所『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成22年度）』（2011年3月、WEB版による）を参照。

8) 裁判員経験者への質問票の間14お気づきの点（全般的に）「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」との質問に対する自由記載内容を最高裁判所が類型化して整理した項目である「第5 報道等について（以下のものを含め21件）」の【主な記載例】に、

「・マスコミの報道で、インタビューに答えてしまったら新聞に年齢と職業を書かれ、その後に裁判員に選ばれたと書かれて、知っている人に分かれてしまったので、こまってしまった。出来れば、報道する時、選任された人の情報は出さないでほしい。

・裁判員選任当日及び裁判中に駅等でマスコミの方に色々聞かれましたが、裁判所からマスコミに裁判員及び補助員に取材等しない様にキビシク言うておかないと、今後裁判員になられる方々もいやがって来られない様になる事があると思われます。一般市民なんですから！」

との記載が紹介されている（146頁）。

9) 裁判員の守秘義務についての法規定は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）（平成16

度設計の段階から議論のあった点である¹⁰⁾。とりわけ、裁判員になることを心理的に妨げる要因であると批判されていた。そして、上記に見たように裁判員経験者による記者会見に際しては、裁判所側とメディアの側での対立的状況も見られる。

また、前出の最高裁判所『裁判員等経験者に対するアンケート（平成22年度）』でも、裁判員経験者や補充裁判員経験者から、裁判員等になることへのためらいの要因の一つとして守秘義務の存在を指摘する自由回答が寄せられている¹¹⁾。

裁判員裁判2周年を契機に朝日新聞が裁判員・補充裁判員経験者を対象にして200名の回答を得た調査結果の報道においても¹²⁾、「裁判員経験者に課される『守秘義務』も、心のケアの壁になる。」と批判されている。関連して、裁判員裁判の傍聴を続けている市民団体「裁判員ネット」による「制度の検証や裁判員経験者の負担軽減のための『守秘義務』の緩和」を盛り込んだ提言も紹介している¹³⁾。同じく裁判員裁判2周年を契機に読売新聞が裁判員・補充裁判員経験者を対象にして121名の回答を得た調査結果の報道もな

年5月28日法律第63号)の第9条第2項が裁判員の義務として「第70条第1項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と定め、裁判員等による秘密漏示罪を定める第108条で評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定している。立法段階での諸政党、日本弁護士連合会、報道関係3団体等の裁判員の守秘義務についての意見は中根憲一「裁判員制度——主要論点に対する各界の提案・意見」レファレンス54巻5月号75頁、84-86頁(2004)に整理されている。三井誠ほか「裁判員制度をめぐって」ジュリ1268号6頁、23-25頁(2004)、小野正典「裁判員制度(4)『守秘義務』をどう考えるか——3年後検証に向けて」月刊民放41号(2月号)、24頁、24-29頁(2011)、齋藤哲「司法における守秘義務—裁判員制度の施行を契機として—」獨協ロー・ジャーナル6号3頁、3-29頁(2011)も参照。

10) 裁判員の守秘義務の根拠としては、評議の内容が公開されるのでは、裁判員が自由な意見を言えなくなる虞れが生じることや(例えば、裁判員裁判実務研究会編『実践! Q & A 裁判員裁判』50頁(ぎょうせい, 2009)), 事後に評議の内容を議論するのでは裁判の公正および裁判の公正への信頼性を害すること(大出良知「意見表明に枠をはめる規定は妥当か——裁判員・裁判官の守秘義務をめぐらる問題(裁判員制度と取材・報道(第5回))」新聞研究708号36頁、37-38頁(2010)、池田修『解説裁判員法—立法の経緯と課題(第2版)』91-93頁(弘文堂, 2009))などが挙げられる。村瀬均「裁判員裁判と報道」原田退官『新しい時代の刑事裁判—Criminal Trials in a New Era』393頁(判例タイムズ社, 2010)も参照。これらの根拠に対しては、大出・同38-39頁は詳細に検討した上で「裁判員に守秘義務を要求している理由に十分な説得力があるとは考えがたい」と結論づける。青野篤「裁判員制度の憲法的一考察——裁判員制度合憲判決(東京高等裁判所2010年4月22日)を踏まえて——」大分大学経済論集62巻5・6合併号203頁、226-228頁(2011)も疑問を提示する。渕野貴生「刑事司法改革と犯罪報道・世論との相互作用がもたらす適正手続上の問題——裁判員の予断、守秘義務を中心として」法の科学特別増刊号(通算36号)51頁、56頁(2006)も「実証的な検討が必要である」と慎重な模索の必要性を説く。レヴィン・マーク=タイス・ヴァージニア(榎本雅記訳)「裁判員の守秘義務：裁判員制度にかくされた陥穽」季刊・刑事弁護60号91頁、96-97頁(2009)は、イギリスやアメリカ合衆国など諸外国における陪審員等の守秘義務の制度の中で日本法を位置付けて緻密な検討をした上で「不正行為を誠実に開示するための守秘義務の明示的な例外の構築が必要である」と論じる。梓澤・前掲注5)55頁は「裁判員の守秘義務違反刑事処罰規定は立法論上撤廃すべきであり、運用は緩和すべきである」と論じる。ジョーンズ・コリン P.A.『アメリカ人弁護士が見た裁判員制度』190頁(平凡社新書, 2008)は守秘義務が裁判員制度の運用と裁判官に対する批判を萎縮させると主張して批判する。真田範行「裁判員法と守秘義務」梓澤和幸=田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』167頁、181-184頁(現代書館, 2009)は、公務員や裁判官の守秘義務との比較、報道機関との関係などの検討に基づいて批判する。

11) 「裁判員経験者への質問」の間9「裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。」への回答として、「3あまりやりたくないと思っていた」または「4やりたくないと思っていた」と回答した者へ、その理由を尋ねた自由記載質問への回答の【主な記載例】として、「…選ばれた後の心労や守秘義務等選ばれると不利益が多かったです。裁判員制度自体の意図に納得していませんでした。」(136頁)が挙げられている。

また、「補充裁判員経験者への質問」の間8「補充裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。」への回答として、「3あまりやりたくないと思っていた」または「4やりたくないと思っていた」と回答した者へ、その理由を尋ねた自由記載質問への回答の【主な記載例】に、「・守秘義務などについて少し不安があったから。」(160頁)が挙げられている。

12) 「Check! 裁判員時代：3年目への提言(下)」朝日新聞朝刊東京本社版2011年5月23日、38面参照。

13) 「制度改善に向け市民団体が提言」朝日新聞朝刊東京本社版2011年5月22日、38面参照。

されている¹⁴⁾。

とはいえ、自由記載等が逸話的なものにするにすぎないことや、読売新聞の調査のパーセンテージからは、むしろ裁判員経験者の大多数は守秘義務を受け入れているとも理解できる。事実、『産経新聞』2009年8月12日(WEB版)の裁判員の記者会見では、6名全員が守秘義務の存在にどちらかと言えば肯定的な態度を示している¹⁵⁾。

以上から、裁判員の守秘義務が本当に人々の批判の対象となっているかも調査する必要があると思われる。これが本稿の第二の調査項目である。

Ⅲ. 本稿の調査の質問内容と単純集計結果

以上、Ⅱで述べた二つの問題意識に基づいて、記者会見への意向と守秘義務についての態度を調査する質問群を、2011年調査では新たに設けた。

1 記者会見への意向調査

記者会見に応じる意向があるか否かについては、一般人に対して、裁判員を経験したと想定した場合の、人々の記者会見への意向を一般的に尋ね、その上で、氏名の公表や写真の撮影について、より詳しく尋ねる形式とした。本研究の主眼は同一の質問に対する2008年調査と2011年調査の変化の有無と方向性の探求であるので、新規に導入する質問が、比較対象の他の質問に悪影響を与えるこ

とのないよう、スペースと質問数が大幅に制約された状況での質問設計となった。

質問文の具体的内容は以下のとおりである。

問 23B あなたが裁判員になったとして、次の質問にお答えください。

(1) 判決が出た後、新聞・テレビから記者会見を求められたとします。あなたは、記者会見に応じますか、応じませんか。

(○は1つ)

1. 応じない 2. たぶん応じない 3. どちらともいえない 4. たぶん応じる 5. 応じる

(2) もしも、新聞・テレビの記者会見に出席することになった場合、次のことにあなたは応じますか、応じませんか。(それぞれ○は1つずつ)

(ア) 撮影すること

1. 応じない 2. たぶん応じない 3. どちらともいえない 4. たぶん応じる 5. 応じる

(イ) 氏名を公表すること

1. 応じない 2. たぶん応じない 3. どちらともいえない 4. たぶん応じる 5. 応じる

調査では、性別と年齢による全国二段階層化ランダム抽出に基づく留置法の調査として実施し、配布数1,600名、有効回答数1,109件、回収率69.3%であった。

まず、(1)記者会見に応じるか否かについての集計結果は、下記の表1と図1である。

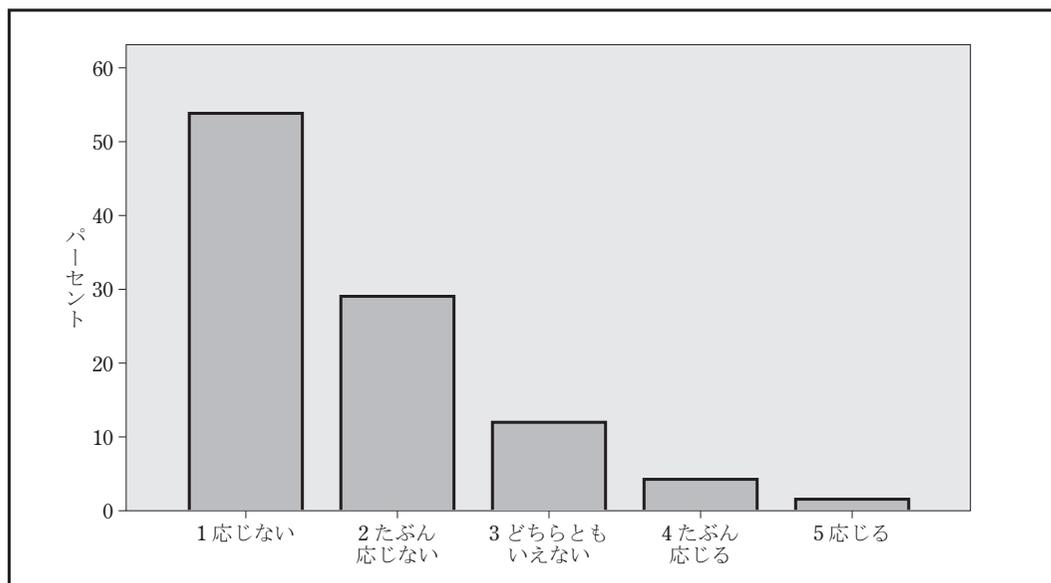
14) 読売新聞朝刊2011年5月20日、27面参照。「読売新聞のアンケートでは、罰則の重さについて、裁判員経験者の62%が『ちょうどよい』と回答したが、『重すぎる』『必要ない』との回答も合計34%に上った。」と報道されている。

15) 記者の「評議の内容に守秘義務があり、なかなかしゃべれないことについてどう思うか。守秘義務をずっと守っていくことに自信はありますか。」との質問に「プライバシーの面などを含めて守秘義務があるのは当然だと考えています。」(1番：男性会社員)、「守秘義務は必要だと思います。今後細かい内容を誰にも言えないと思います。経験すると(参加者全員が)そう思うと思います。」(2番：30代男性)、「こういう制度に選ばれたのだから守るのは当然です。」(3番：自営業男性)、「当然義務はあるものと思います。」(4番：無職男性)、「守秘義務は評議で自由に発言できるためにも必要だと思う。」(5番：40代男性)、「守秘義務は義務なので守りたいと思います。」(6番：男性会社員)と答えている。

表 1：裁判員になったとして、判決後記者会見を求められたら応じますか

| 問 23B (1) | | 度数 | パーセント | 有効パーセント | 累積パーセント |
|-----------|-------------|------|-------|---------|---------|
| 有効 | 1 応じない | 594 | 53.6 | 53.8 | 53.8 |
| | 2 たぶん応じない | 320 | 28.9 | 29.0 | 82.7 |
| | 3 どちらともいえない | 130 | 11.7 | 11.8 | 94.5 |
| | 4 たぶん応じる | 46 | 4.1 | 4.2 | 98.6 |
| | 5 応じる | 15 | 1.4 | 1.4 | 100.0 |
| | 合計 | 1105 | 99.6 | 100.0 | |
| 欠損値 | 9 | 4 | 0.4 | | |
| 合計 | | 1109 | 100.0 | | |

図 1：裁判員になったとして、判決後記者会見を求められたら応じますか



このように、83%という圧倒的多数が「1 応じない」又は「2 たぶん応じない」と記者会見に対して非常に消極的である。写真撮影

および氏名公表については次の表 2、表 3にあるようになお一層消極的である。

表 2：撮影すること

| 問 23B (2) (ア) | | 度数 | パーセント | 有効パーセント | 累積パーセント |
|---------------|-------------|------|-------|---------|---------|
| 有効 | 1 応じない | 743 | 67 | 67.3 | 67.3 |
| | 2 たぶん応じない | 254 | 22.9 | 23 | 90.3 |
| | 3 どちらともいえない | 75 | 6.8 | 6.8 | 97.1 |
| | 4 たぶん応じる | 23 | 2.1 | 2.1 | 99.2 |
| | 5 応じる | 9 | 0.8 | 0.8 | 100 |
| | 合計 | 1104 | 99.5 | 100 | |
| 欠損値 | 9 | 5 | 0.5 | | |
| 合計 | | 1109 | 100 | | |

表 3：氏名公表すること

| 問 23B (2) (イ) | | 度数 | パーセント | 有効パーセント | 累積パーセント |
|---------------|-------------|------|-------|---------|---------|
| 有効 | 1 応じない | 817 | 73.7 | 73.9 | 73.9 |
| | 2 たぶん応じない | 212 | 19.1 | 19.2 | 93.1 |
| | 3 どちらともいえない | 49 | 4.4 | 4.4 | 97.6 |
| | 4 たぶん応じる | 15 | 1.4 | 1.4 | 98.9 |
| | 5 応じる | 12 | 1.1 | 1.1 | 100 |
| | 合計 | 1105 | 99.6 | 100 | |
| 欠損値 | 9 | 4 | 0.4 | | |
| 合計 | | 1109 | 100 | | |

以上の結果に鑑みると、初年度の裁判員経験者が、メディアの記者会見要請に比較的積極的に応じていたように思われた点と齟齬があるように見える。考えられる解釈としては、(A) 仮想的なメディアの記者会見要請の場合での質問票への回答と、現実にメディアの記者会見要請を受けた場合とは異なり、後者の場合はより積極的である、(B) 裁判員を経験する前は消極的でも、実際に裁判員として公判を経験し、評議をした後では、メディアの記者会見要請に対してより積極的にと態度を変容させる、(C) 初年度は世間の注目を集めていたので、メディアからの記者会見の要請にも答えようとしていた（よって今後、裁判員裁判一般に対する世間の注目度が低下すれば、特殊な世間の注目事件以外では、メディアからの記者会見要請に消極的になるかもしれない——ただし、目立たない事件ではそもそもメディアからの記者会見要請がなされないであろう）、(D) 裁判員制度の導入時期で、裁判所の側もメディアからの記者会見要請について、裁判員に記者会見参加を促す方向の有形無形の後押しをした¹⁶⁾、など様々な仮説を導くことができるであろう。これらの仮説のどれが尤もらしいかの確定は、今後の調査に残された課題である。

2 守秘義務に対する態度

人々の守秘義務に対する態度を調査し、現状の守秘義務の修正等の要否を探求する目的で以下の質問をした。

問 23C 裁判員になった人は判決後も、裁判員や職業裁判官がどのような意見を述べたかなどの評議^{ひようぎ}の内容を人に言うことは、現在の法律では禁じられています。

それに対して「評議の内容^{ひようぎ}について自由に話せるようにすべきだ」という意見があります。

あなたはこの意見について、賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)

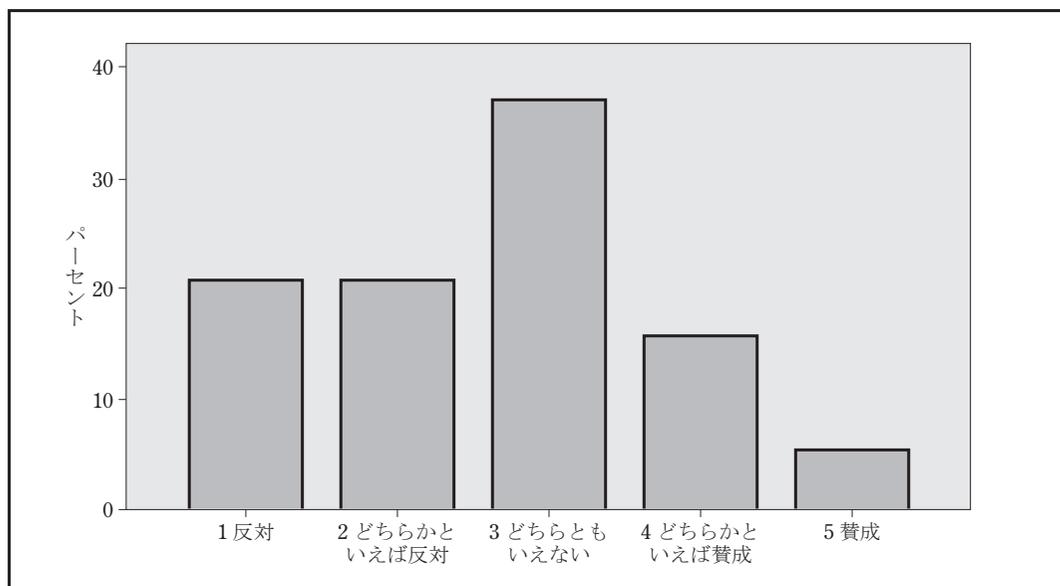
回答は、「1 反対」、「2 どちらかといえば反対」、「3 どちらともいえない」、「4 どちらかといえば賛成」、「5 賛成」、の5段階尺度で記入する形式を採用した。このように、回答を程度で記入してもらう質問であるため、評価対象たる意見は「評議の内容^{ひようぎ}について自由に話せるようにすべきだ」という断定形の文言とした。集計結果は下記の表4と図2である。

16) 小泉・前掲注5)28頁によれば2009年6月に東京地方裁判所と司法記者クラブの間の合意が、裁判員経験者の記者会見についての各地の運用のモデルとなっている。

表4：「評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という意見について、賛成ですか、反対ですか

| 問 23C | | 度数 | パーセント | 有効パーセント | 累積パーセント |
|-------|--------------|------|-------|---------|---------|
| 有効 | 1 反対 | 230 | 20.7 | 20.8 | 20.8 |
| | 2 どちらかといえば反対 | 230 | 20.7 | 20.8 | 41.7 |
| | 3 どちらともいえない | 410 | 37 | 37.1 | 78.8 |
| | 4 どちらかといえば賛成 | 174 | 15.7 | 15.8 | 94.6 |
| | 5 賛成 | 60 | 5.4 | 5.4 | 100 |
| | 合計 | 1104 | 99.5 | 100 | |
| 欠損値 | 9 | 5 | 0.5 | | |
| 合計 | | 1109 | 100 | | |

図2：「評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という意見について、賛成ですか、反対ですか



このように、「1 反対」および「2 どちらかといえば反対」が同数あり、合わせて42%ほどの回答者は反対の意見である。他方、「5 賛成」および「4 どちらかといえば賛成」は合わせて21%であり、賛成派對反対派は1対2の割合で反対派の方が多い。評議の秘密についての守秘義務を緩和する方向での要望は一般の人々の間ではそれほど強いものではないということになる。

この結果については、先に述べたように、評価対象の文言が「評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という制約なしの自由化を意味する意見であったために「にわ

かに賛同しがたい」という反応を導いた可能性は否定できない。とはいえ、「現状よりもある程度自由化するべきである」というような程度のある言明であった場合、それに対して「どちらかと言えば賛成」というような程度のある回答がなされたとき、それをどのように解釈するかは困難であり、明確な態度言明を評価対象とせざるを得なかった。

また、人々にとって個人的には守秘義務は重く感じられ、裁判員就任をためらわせるものではあるが（パーソナル意見）、法制度としては必要である（インパーソナル意見）、という評価をしているものと解釈することも可

能である。人々は裁判員となった場合、「話す側」ともなりうるとともに「話される側」にもなりうる存在であり、その両面を顧慮したとき、安易に評議の秘密の公開を自由化することもまたためられるのかもしれない。

いずれにせよ、裁判員裁判の評議の様態などの報道を求めるメディアの側は、今後も情報開示の方向で評議の秘密についての守秘義務の緩和を要求し続けるであろうと思われるが、裁判員となる可能性のある一般の人々の間での守秘義務緩和の要望はそれほど強いものではなく、法制度の改正が進むことはそれほど期待できなさそうである。

IV. 記者会見応諾意向および守秘義務態度・評価と関連する事項

1 裁判員制度への態度を測る尺度

この研究では、裁判員制度への態度と評価以外にも、メディアに対する態度・評価、刑事司法制度に対する態度・評価など種々の質問群を尋ねている。以下では、それらへの回答を尺度化（指標化）して、記者会見応諾意向や守秘義務への態度・評価と関連する事項を探求する。

まず、多数の質問群から幾つかの尺度（指標）を導出することにする。

質問票では、まず人々のメディアに対する態度・評価を尋ねる質問を下記のようにしている。

問1 あなたはテレビやラジオ，新聞（インターネット版を含む）のニュースを，見たり，聞いたりする方だと思いますか，思いませんか。（○は1つ）

| | | | | |
|-------------------|---------------------------|-----------|------------------------|----------------|
| 見たり聞いたりする方ではないと思う | どちらかといえば見たり聞いたりする方ではないと思う | どちらともいえない | どちらかといえば見たり聞いたりする方だと思う | 見たり聞いたりする方だと思う |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問2 あなたは，ご自分が，犯罪や刑事裁判をあつかった小説，映画，テレビドラマを読んだり見たりする方だと思いますか，思いませんか。（○は1つ）

| | | | | |
|-------------------|---------------------------|-----------|------------------------|----------------|
| 読んだり見たりする方ではないと思う | どちらかといえば読んだり見たりする方ではないと思う | どちらともいえない | どちらかといえば読んだり見たりする方だと思う | 読んだり見たりする方だと思う |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問3B 裁判員裁判についてのテレビや新聞などの報道に関心がありますか，ありませんか。（○は1つ）

| | | | | |
|---------|---------------|-----------|---------------|----------|
| 全く関心がない | どちらかといえば関心がない | どちらともいえない | どちらかといえば関心がある | 非常に関心がある |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

これら3つの質問群をまとめてひとつの尺度（指標）とすることの信頼性を測る尺度（Cronbachの α ）の値は0.603であり，スコアとしては通常欲しいとされる値である0.7を下回っているが，0.6は超えているので，

差し当たりこれら3つの質問群の平均値スコアを「メディア利用度」として使用することにする（スコアが大きいほど「メディア利用度」が高い）。

以下では多数の質問群について，因子分

析、信頼性尺度分析などによって尺度として構成しようと判断されたもののみ説明する¹⁷⁾。

問9では、犯罪の捜査取調段階に関する言明文を7つ提示し、それぞれについて「1 そう思わない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 そう思う」に至る5段階尺度で回答を求めた¹⁸⁾。問10では、罰として犯罪者を刑務所に入れることの目的に関する言明文を7つ提示し、それぞれについて「1 反対」から「3 どちらともいえない」を経て「5 賛成」に至る5段階尺度で回答を求めた¹⁹⁾。問11では日本の刑事裁判制度についての言明文を7つ示し、それぞれについて、「1 そう思わない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 そう思う」までの5段階尺度で回答してもらった²⁰⁾。問12では警察に対する態度・評価に関して「日本の警察の犯罪取り締まりは厳しいと思いますか、思いませんか。(○は1つ)」との質問に「1 厳しくない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 厳しい」に

至る5段階尺度で回答してもらった。さらに、問13では刑事捜査における手続的正義(違法収集証拠の排除法則)に関連して「警察官に強制されて犯人が自白しました。その自白に基づいて新たな証拠が発見されました。その新証拠が犯罪の立証に必要なものである場合、裁判で用いてもよいと思いますか、用いるべきではないと思いますか。(○は1つ)」との質問に「1 用いるべきではない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 用いてよい」に至る5段階尺度で回答してもらった。これら23の質問は、刑事司法制度や刑事手続に関する一般的言明から具体的言明に至る質問群であり、人々の刑事司法制度・手続きに対する態度・評価を測る上で相互に関連性があるとの仮定に基づいて設定したものである。そして、これらの回答を分析することで、刑事司法制度・手続きに対する人々の態度・評価の構造を探求できるものと期待して構築したものである。

これら刑事司法制度・手続きに関する23

17) たとえば、問5では、下記の13の文に対して、「1 そう思わない」、「2 どちらかといえばそう思わない」、「3 どちらともいえない」、「4 どちらかといえばそう思う」、「5 そう思う」の5段階尺度で回答してもらったが、尺度として構成するに足る構造は析出できなかった。

問5 (1) ほとんどの人は信頼できる、問5 (2) 国の政治がどう変わろうとも、自分の生活には関係がない、問5 (3) 公共の利益のためには、個人の権利が制限されてもやむを得ない、問5 (4) 私たちは、世のため人のためにつくすべきだ、問5 (5) この世の中では努力はいつか報われるようになっている、問5 (6) 社会にとって重大なことは、専門家に任せべきだ、問5 (7) 私は新しい生活スタイルや考え方を受け入れる方だ、問5 (8) なにごとにお上りまかせという態度が日本を悪くしてきた、問5 (9) トラブルに巻き込まれても専門家まかせにしてはだめだ、問5 (10) 犯罪を犯すような人は、社会の落伍者である、問5 (11) 政府は私たち国民を守って当然だ、問5 (12) 社会がよくなるかどうかは、自分たち次第である、問5 (13) この世の中では、悪いことやまちがったことをしても見逃される人が数多くいる。

18) 問9で用いた文は以下である。問9 (1) 凶悪な事件の場合には裁判所の逮捕状がなくても、容疑者を逮捕できて当然だ、問9 (2) 弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない、問9 (3) 警察に逮捕されても有罪と決まったわけではないのだから、それだけで勤務先をクビになるのはおかしい、問9 (4) 捜査で真実を発見するためには、多少無理な取り調べもやむを得ない、問9 (5) 凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない、問9 (6) 凶悪な事件の被告人といえども、刑事裁判においては人権が十分に尊重されなければならない、問9 (7) 真犯人でないなら、長時間にわたって厳しい取調べを受けても、自分がやってもいけない犯罪を自白することはない。

19) 問10で提示した文は以下である。問10 (1) 犯罪者を罰することで、罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与える、問10 (2) 犯罪者を罰することで、犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起こることを抑制する、問10 (3) 犯罪者を刑務所に入れて、犯罪者がまっとうな人間になるよう教育する、問10 (4) 犯罪者を罰することで、被害者に代わって仕返しをする、問10 (5) 犯罪者に、罪人というレッテルをはることによって、その社会で面目を失わせる、問10 (6) 犯罪者を罰することで、社会のルールを人々が再確認する、問10 (7) 犯罪者を刑務所に入れておいて、犯罪者が犯罪を行えないようにする。

20) 問11で提示した文は以下である。問11 (1) 死刑は廃止すべきだ、問11 (2) 犯罪者の人権は尊重されている、問11 (3) 裁判所は犯罪者に甘すぎる、問11 (4) 警察に捕まらない犯罪者が多すぎる、問11 (5) 弁護士は、金のために被告人の弁護をしている、問11 (6) 死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている、問11 (7) 被害者の人権は尊重されている。

の質問について因子分析を行って整理して2つの因子を抽出した(付録(1)参照)。それぞれの因子を構成する質問群について、信頼性分析を施し、クロンバックの α の値が0.7を超えるように²¹⁾、因子負荷量の値の小さいものを必要に応じて外した質問群の平均スコアを計算して尺度(指標)とした。各因子を構成する質問群の内容に鑑みて、第一因子を刑事処罰の種々の機能を評価するものとして「処罰肯定意識」²²⁾と呼び(スコアが高いほど刑事処罰の意義を肯定する)、第二因子を取調べ・刑事訴追において刑事被疑者・被告人に対して厳しい取扱いを肯定するものとして「厳格手続肯定意識」と差し当たり呼ぶことにする²³⁾(スコアが高いほど被疑者・被告人に対して厳しい手続を肯定する)。

次いで、質問票では、問19で裁判員裁判に対する期待や不安に関する13の文を示し²⁴⁾、問20では裁判員の判断についての予想・評価に関する文を9つ示し²⁵⁾、それぞれに対して「1 そう思わない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 そう思う」に至

る5段階尺度で回答してもらった。さらに問21では裁判員になる意向を5段階尺度で尋ねた²⁶⁾。これら問19から問21は裁判員裁判に対する具体的な態度や評価に関する質問群であり、裁判員裁判に対する人々の態度・評価の構造を探索できるものと期待して構築したものである。

裁判員裁判に関する23の質問について因子分析を行って整理して3つの因子を抽出した(付録(2)参照)。それぞれの因子を構成する質問群について、信頼性分析を施し、クロンバックの α の値が0.7を超えるように、因子負荷量の値の小さいものを必要に応じて外した質問群によって尺度(指標)を構築した。各尺度(指標)を構成する各質問の内容に鑑みて、第一因子を、刑事裁判を一般の人々にとって身近で分かりやすくし民主主義的参加を促進する側面を評価するものとして「参加民主主義志向」²⁷⁾と呼び(スコアが高いほど裁判員の民主主義的意義を評価する)、第二因子を裁判員の判断が誤判のリスクの高いものになると危惧するものとして「過誤判

21) 回答の方向性が逆の逆転項目は、スコアを「逆転スコア=6-スコア」で逆転させて使っている。

22) 「処罰肯定意識」の質問群は、問10(2)、問10(6)、問10(1)、問10(7)、問11(6)、問11(1) R [逆転項目]、問10(3)、問10(4)、問11(2)、問13である。クロンバックの α の値は0.706である。

23) 「厳格手続肯定意識」の質問群は、問9(5)、問9(6) R [逆転項目]、問11(3)、問11(5)、問10(5)、問9(1)、問9(3) R [逆転項目]、問9(2)、問9(4)、問12R [逆転項目]、問11(4)である。クロンバックの α の値は0.712である。

24) 問19で提示した文は以下である。問19(1) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より望ましい、問19(2) 裁判員による裁判が導入されると裁判がわかりやすいものになる、問19(3) 裁判員による裁判はマスコミや世論に影響される、問19(4) 裁判員による裁判の導入によって、裁判が信頼できないものになる、問19(5) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、民主主義の原理にかなっている、問19(6) 多くの国民は裁判員の経験をしてみたいと思っている、問19(7) 理由なく裁判員になることを拒(こば)む人には刑罰を科すべきだ、問19(8) 裁判員による裁判が導入されると裁判が身近(みぢか)なものになる、問19(9) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、同じような事件でも刑罰の重さがばらつく、問19(10) 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より人を公正に裁く、問19(11) 裁判員による裁判では真実を発見することができない、問19(12) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する、問19(13) 裁判員による裁判は弁護士の能力によって結果が左右される。

25) 問20で提示した文は以下である。問20(1) 裁判員は被告人の権利を尊重する、問20(2) 裁判員は裁判官よりも重い刑を科そうとする、問20(3) 裁判員は無実の人を有罪にしがちだ、問20(4) 裁判員は感情で判断をしがちだ、問20(5) 裁判員は被害者の権利を尊重する、問20(6) 裁判員は死刑判決を出すのをためらう、問20(7) 裁判員は真犯人を無罪にしがちだ、問20(8) 裁判員は裁判官の言いなりになる、問20(9) 裁判員は、多く発言する人の意見に引きずられる。

26) 問21では「あなたは、裁判員になる呼び出しをうけたとき、差しさわりがなかったら裁判員になろうと思いませんか、思いませんか。(○は1つ)」と質問し、「1 なりたくない」から「3 どちらともいえない」を経て「5 なると思う」に至る5段階尺度から回答してもらった。

27) 参加民主主義志向因子を構成する文は、問19(2)、問19(8)、問19(12)、問19(5)、問19(10)、問19(6)、問21、問19(1)である。クロンバックの α の値は0.769である。

断危惧²⁸⁾」と呼び（スコアが高いほど裁判員の判断が間違っているのではないかという危惧を感じる）、第三因子を裁判員が裁判官やマス・メディア、世論や声の大きな裁判員の影響を受けて不確実・不安定になると危惧するものとして「判断不確実性危惧²⁹⁾」と差し当たり呼ぶことにする（スコアが高いほど裁判員は種々の影響を受けて不確実・不安定な判断を示すのではという危惧を感じる）。それぞれの因子を構成する質問群の平均値スコアを出して、それぞれの尺度スコアとした。

さらに、問23Aでは、回答者自身のパーソナルな評価・態度を聞くために、「もしもあなたが裁判員になったとしたら、そのことをどう感じると思いますか。」として8つの文を示し³⁰⁾、「1全くそう思わない」、「2そう思わない」、「3どちらかといえばそう思わない」、「4どちらかといえばそう思う」、「5そう思う」、および「6強くそう思う」の6段階尺度で答えてもらった。これら8つの質問は、回答者自身が裁判員になった場合を想定した質問としてまとめたものであり、記者会見応諾や裁判員の守秘義務に対する態度・評価に直結するものであると期待して構築したものである。

問23Aのこれら8つの質問について因子分析を行って整理して2つの因子を抽出した（付録(3)参照）。それぞれの因子を構成する質問群について、平均スコアを出して尺度スコアとした。各因子を構成する質問文の内容に鑑みて、第一の因子は自分が裁判員にな

る場合の「裁判員としての不安³¹⁾」と呼び（スコアが高いほど裁判員として不安を感じる）、第二の因子は自分が裁判員になることに感じる「裁判員としてのやり甲斐³²⁾」と差し当たり呼ぶことにする（スコアが高いほど裁判員にやり甲斐を感じる）。

以上に構築してきた、「メディア利用度」、「処罰肯定意識」、「厳格手続肯定意識」、「参加民主主義志向」、「過誤判断危惧」、「判断不確実性危惧」、「裁判員としての不安」、「裁判員としてのやり甲斐」、の各因子の相互間の相関係数（単相関）は付録(4)に示した。有意水準1%で統計的有意な相関で、かつ、相関係数が0.2以上のものに注目してみると以下の点が読み取れる。

「メディア利用度」とは、「参加民主主義志向」、および「裁判員としてのやり甲斐」と正の相関が見られ、世の中の情報や裁判員についての情報をより多く摂取する者ほど肯定的に裁判員制度を評価する傾向が見られる。この点は、「メディア利用度」と「裁判員としての不安」とが負の相関を示していることからも見取れる。

刑事制裁としての「処罰肯定意識」と被疑者・被告人に対してより厳しい手続を肯定する「厳格手続肯定意識」とは正の相関が見られる。予想通りの結果であるが、被疑者・被告人段階では真犯人であるとも無罪であるとも決まっていないこと、および無罪の推定の原則に鑑みると、このような高い相関($r=0.399$)は法意識として問題であると評価すべきであろう。

28) 過誤判断危惧因子を構成する文は、問20(3)、問20(7)、問19(11)、問19(4)、問20(2)、問20(8)、問19(7)である。クロンバックの α の値は0.704である。

29) 判断不確実性危惧因子を構成する文は、問20(9)、問20(6)、問20(4)、問19(3)、問20(5)、問19(9)、問19(13)である。クロンバックの α の値は0.702である。

30) 問23で提示した文は以下である。問23A(1)裁判員に選ばれたら、私はそれを誇らしく思う、問23A(2)私には死刑判決は出せない、問23A(3)裁判員に選ばれたら、私の人生の貴重な経験になる、問23A(4)私の関わった裁判の話は他人にはいけけないのは負担だ、問23A(5)私が裁判員に選ばれたら、有罪となった人から恨まれそうだ、問23A(6)私は裁判員に選ばれたら、国民の重要な義務なので仕方がない、問23A(7)私は裁判員に選ばれたとしても、人を裁く自信がない、問23A(8)社会の注目を浴びた事件だと、私はプレッシャーに耐えられない。

31) 裁判員としての不安因子を構成する質問は、問23(8)、問23(7)、問23(5)、問23(2)、問23(4)である。クロンバックの α の値は0.766である。

32) 裁判員としてのやり甲斐因子を構成する質問は、問23(3)、問23(1)、問23(6)である。クロンバックの α の値は0.695と0.7を下回ったが、項目数が3つで因子負荷量も高いのでそのまま尺度とした。

「厳格手続肯定意識」と、裁判員の判断が過誤を犯しやすいのではないかと危惧(「過誤判断危惧」)および裁判員の判断は多様な要因の影響を受けて不確実・不安定となるのではないかと危惧(「判断不確実性危惧」)とは共に正の相関が見られる。

「参加民主主義志向」は、上記のように「メディア利用度」と正の相関が見られるが、それ以上に「裁判員としてのやり甲斐」と非常に大きな正の相関が見られることが注目される($r=0.603$)。裁判員制度を参加民主主義に即した制度であると位置づける者ほど裁判員となることにやり甲斐を感じるのである。陪審制度を民主主義の具現の一つとして積極的に位置づけるアメリカ合衆国の理論に対応するものといえよう³³⁾。また、「参加民主主義志向」は、「裁判員としての不安」と大きな負の相関を有しており、参加民主主義的意義を裁判員制度に認めるほど、裁判員となることへの不安が小さいことがわかる³⁴⁾。

裁判員に判断の過誤を危惧する傾向(「過誤判断危惧」)は、上記のように「厳格手続肯定意識」と正の相関を有しているとともに、裁判員の判断が種々の影響を受けて不確実・不安定になるのではないかと危惧する傾向(「判断不確実性危惧」)と強い正の相関を有するが、これは因子の内容から見て当然に予想される相関である。

裁判員の判断の不確実性を危惧する傾向(「判断不確実性危惧」)は、上記の「厳格手続肯定意識」および「過誤判断危惧」と正の相関を有する。

「裁判員としての不安」因子は、上記のように「メディア利用度」および「参加民主主義志向」と負の相関を有するとともに、「裁判員としてのやり甲斐」因子とも強い負の相関を有する。これも因子の内容から見て当然

に予想される相関である。

「裁判員としてのやり甲斐」因子は、上記のように、「メディア利用度」、「参加民主主義志向」と正の相関を有し、「裁判員としての不安」と負の相関を有している。

2 記者会見応諾意向と守秘義務緩和について

以上見てきた4.1の尺度(指標)の構築を準備作業として、以下では裁判員経験後の記者会見に応じる意欲(問23B(1))、および裁判員の守秘義務の緩和についての態度・評価(問23C)と、これらの尺度との関係を見てゆくことにする。

問23B(1)ならびに問23Cと、「メディア利用度」、「処罰肯定意識」、「厳格手続肯定意識」、「参加民主主義志向」、「過誤判断危惧」、「判断不確実性危惧」、「裁判員としての不安」、「裁判員としてのやり甲斐」の各尺度(指標)との相関分析の結果(単相関)は付録(5)に示しておいた。判決後に記者会見に応じるか(問23B(1))と有意な相関が見られるものは、問23Cの他、「メディア利用度」(1%有意で正)、「処罰肯定意識」(5%有意で正)、「参加民主主義志向」(1%有意で正)、「過誤判断危惧」(1%有意で負)、「判断不確実性危惧」(5%有意で負)、「裁判員としての不安」(1%有意で負)、「裁判員としてのやり甲斐」(1%有意で正)となっていて、多くの尺度と相関を有している。

裁判員の守秘義務について「評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という意見への賛否(問23C)を尋ねた結果と有意な相関が見られるものは、上記に見た問23B(1)の他では、「厳格手続肯定意識」(1%有意で正)、「過誤判断危惧」(1%有意で正)、

33) 例えば、HANS VALERIE P. & VIDMAR NEIL, *AMERICAN JURIES: THE VERDICT* (2007) 参照。

34) 問24の「あなたが身に覚えのない犯罪を犯したとして、裁判にかけられたとします。もし選べるとしたらあなたは裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらを選びますか。(○は1つ)」に「1裁判員による裁判」から「3どちらもいえない」を経て「5職業裁判官のみによる裁判」の5段階尺度で回答してもらったが、その結果を従属変数として、ここで開発した8つの尺度を独立変数として回帰分析をしたところ(ステップワイズ法)、参加民主主義傾向(係数-0.454)、判断不確実性危惧(係数0.178)、裁判員としての不安(係数0.101)、および判断過誤危惧(係数0.117)となった。裁判員裁判を選択させる上で参加民主主義傾向が最も大きな貢献をすることになる。

および「判断不確実性危惧」（5%有意で正）と3つの尺度のみである。

これら尺度群との関係をより詳しく見るために、問23B（1）や問23Cを従属変数とし、

これらの尺度を独立変数として回帰分析（ステップワイズ法）を試みた結果が下記である。

| 従属変数：問23B（1） | | | | | | |
|--------------|-------------|-------------|--------|-------|--------|------|
| モデル | | 標準化されていない係数 | | 標準化係数 | t 値 | 有意確率 |
| | | B | 標準偏差誤差 | ベータ | | |
| 3 | （定数） | 1.482 | .197 | | 7.543 | .000 |
| | 裁判員としての不安 | -.199 | .027 | -.228 | -7.454 | .000 |
| | 裁判員としてのやり甲斐 | .133 | .031 | .152 | 4.286 | .000 |
| | 参加民主主義志向 | .189 | .051 | .132 | 3.700 | .000 |

| 従属変数：問23C | | | | | | |
|-----------|----------|-------------|--------|-------|-------|------|
| モデル | | 標準化されていない係数 | | 標準化係数 | t 値 | 有意確率 |
| | | B | 標準偏差誤差 | ベータ | | |
| 2 | （定数） | 1.200 | .219 | | 5.479 | .000 |
| | 厳格手続肯定意識 | .357 | .065 | .168 | 5.502 | .000 |
| | 過誤判断危惧 | .149 | .061 | .074 | 2.426 | .015 |

このように、「裁判員としての不安」は記者会見に応じない方向で関連し、「裁判員としてのやり甲斐」および「参加民主主義志向」は記者会見に応じる方向で関連している。また、「厳格手続肯定意識」および裁判員に対する「過誤判断危惧」は、守秘義務の緩和の方向で関連している。

以上の結果をいわば外挿法的に適用して、ヒューリスティックな仮説をここで述べるのが許されるなら、まず第一に、現実の裁判員経験者の多くがメディアの記者会見要請に応諾していることの説明として、現実の裁判員裁判を経験して評決までやり遂げることで、「裁判員としての不安」は解消する傾向にあり、「裁判員としてのやり甲斐」を強く感じ、「参加民主主義志向」を肯定する裁判員評価を強くすることで、裁判員としての経験が、記者会見に応じる方向に態度変容をもたらしている可能性が読み取れる。第二に、「厳格手続肯定意識」の高さが守秘義務の緩和の方向で関連していることの背景に、被疑者・被告人の権利保護への配慮意識の強弱が作用しているのかもしれない、裁判員に対する「過誤判断危惧」の高さが守秘義務の緩和の方向で

関連していることの背景には、守秘義務が評議のブラックボックス化につながりうることへの意識が作用しているのかもしれない。

V. 終わりに

本稿では第一に、裁判員経験者が判決後に記者会見に応諾して新聞、TV等に現れる現象を目の当たりにして、潜在的裁判員である一般の人々の記者会見以降について質問票調査をした結果を紹介し、メディア、刑事司法制度、裁判員制度、および自らが裁判員となった場合の態度・評価などについて尋ねた結果との関連性を検討した。記者会見に応諾することについては大多数が消極的であることが判明した。また、自らが裁判員となった場合に種々の不安・危惧を抱いている場合には、事後の記者会見に消極的となる傾向が見られること、および、逆に、裁判員になることにやり甲斐を感じたり、裁判員制度について参加民主主義に適うものと位置づける方向の態度・評価を持っている場合には、記者会見に応じる方向が見られることが示された。

本稿では第二に、評議の秘密に関する裁判

員の守秘義務について、その緩和の方向が望まれているのか否かについて、調査した。その結果は、ほぼ40%対20%の割合で現状を支持する意見の方が多かった。本稿で構築した尺度との関連を見たところ、被疑者・被告人について厳しく取り扱うべきであると考える傾向、および、裁判員は判断において間違うのではないかとの危惧を抱く傾向が強いほど、守秘義務の緩和に賛成する傾向が見られた。

本稿の調査研究の結果に鑑みれば、裁判員の守秘義務を自由化したり緩和したりする喫緊の社会的要請は人々の間には必ずしも明確には見いだせなかったことになり、むしろ法理論的な面からの再検討の方が重視されることになろう。

(おおた・しょうぞう)

《付録（1）》

| | パターン行列 a | |
|--|----------|------------|
| | 因子 | |
| | 1 処罰肯定意識 | 2 厳格手続肯定意識 |
| 問 10 (2) 犯罪者を罰することで犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して同じ犯罪を抑制する | .750 | -.103 |
| 問 10 (6) 犯罪者を罰することで社会のルールを人々が再確認する | .663 | -.139 |
| 問 10 (1) 犯罪者を罰することで罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与える | .581 | .137 |
| 問 10 (7) 犯罪者を刑務所に入れて犯罪を行えないようにする | .453 | .086 |
| 問 11 (6) 死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている | .375 | .115 |
| 問 11 (1) 死刑は廃止すべきだ | -.358 | -.231 |
| 問 10 (3) 犯罪者を刑務所に入れてまっとうな人間になるよう教育する | .314 | -.284 |
| 問 10 (4) 犯罪者を罰することで被害者に代わって仕返しをする | .304 | .289 |
| 問 11 (2) 犯罪者の人権は尊重されている | .244 | .01 |
| 問 13 強制された自白に基づいて発見された新証拠が犯罪の立証に必要な場合、裁判で用いてもよいと思いますか | .234 | .108 |
| 問 11 (7) 被害者の人権は尊重されている | -.112 | -.043 |
| 問 9 (5) 凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない | -.205 | .746 |
| 問 9 (6) 凶悪な事件の被告人といえども人権が十分に尊重されなければならない | .053 | -.622 |
| 問 11 (3) 裁判所は犯罪者に甘すぎる | .185 | .486 |
| 問 11 (5) 弁護士は金のために被告人の弁護をしている | .102 | .431 |
| 問 10 (5) 犯罪者に罪人というレッテルをはることによって面目を失わせる | .157 | .418 |
| 問 9 (1) 凶悪な事件の場合には逮捕状がなくても容疑者を逮捕できて当然だ | .251 | .337 |
| 問 9 (3) 逮捕されても有罪と決まったわけではないのだから勤務先をクビになるのはおかしい | .266 | -.329 |
| 問 9 (2) 弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない | .220 | .283 |
| 問 9 (4) 真実を発見するためには多少無理な取り調べもやむを得ない | .045 | .282 |
| 問 12 日本の警察の犯罪取り締まりは厳しいと思いますか | -.035 | -.272 |
| 問 11 (4) 警察に捕まらない犯罪者が多すぎる | .181 | .242 |
| 問 9 (7) 真犯人でないなら、長時間にわたって厳しい取り調べを受けても、自分がやってもいない犯罪を自白することはない | .067 | .141 |

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

《付録 (2)》

| | パターン行列 a | | |
|--|------------|----------|------------|
| | 因子 | | |
| | 1 参加民主主義志向 | 2 過誤判断危惧 | 3 判断不確実性危惧 |
| 問 19 (2) 裁判員による裁判が導入されると裁判がわかりやすいものになる | .668 | -.052 | .089 |
| 問 19 (8) 裁判員による裁判が導入されると裁判が身近なものになる | .628 | -.077 | .131 |
| 問 19 (12) 裁判員による裁判は職業裁判官のみの裁判より社会の常識を反映する | .592 | -.050 | .151 |
| 問 19 (5) 裁判員による裁判は職業裁判官のみの裁判より民主主義の原理にかなっている | .569 | -.100 | .078 |
| 問 19 (10) 裁判員による裁判は職業裁判官のみの裁判より人を公正に裁く | .550 | .051 | -.144 |
| 問 19 (6) 多くの国民は裁判員の経験をしてみたいと思っている | .512 | .268 | -.293 |
| 問 21 あなたは呼び出しをうけたとき差しさわりがなかったら裁判員になると思いますか | .502 | -.019 | .053 |
| 問 19 (1) 裁判員による裁判は職業裁判官のみの裁判より望ましい | .418 | .069 | -.031 |
| 問 20 (3) 裁判員は無実の人を有罪にしがちだ | .037 | .751 | .005 |
| 問 20 (7) 裁判員は真犯人を無罪にしがちだ | -.043 | .658 | -.014 |
| 問 19 (11) 裁判員による裁判では真実を発見することができない | -.221 | .473 | .047 |
| 問 19 (4) 裁判員による裁判の導入によって裁判が信頼できないものになる | -.269 | .435 | .002 |
| 問 20 (2) 裁判員は裁判官よりも重い刑を科そうとする | .220 | .416 | .083 |
| 問 20 (8) 裁判員は裁判官の言いなりになる | -.062 | .416 | .283 |
| 問 19 (7) 理由なく裁判員になることを拒む人には刑罰を科すべきだ | .279 | .363 | -.255 |
| 問 20 (1) 裁判員は被告人の権利を尊重する | .148 | .167 | -.076 |
| 問 20 (9) 裁判員は多く発言する人の意見に引きずられる | .017 | .289 | .558 |
| 問 20 (6) 裁判員は死刑判決を出すのをためらう | -.050 | -.201 | .509 |
| 問 20 (4) 裁判員は感情で判断をしがちだ | .050 | .321 | .492 |
| 問 19 (3) 裁判員による裁判はマスコミや世論に影響される | .034 | .082 | .436 |
| 問 20 (5) 裁判員は被害者の権利を尊重する | .227 | -.088 | .408 |
| 問 19 (9) 裁判員による裁判は職業裁判官のみの裁判より刑罰の重さがばらつく | -.017 | .102 | .385 |
| 問 19 (13) 裁判員による裁判は弁護士の能力によって結果が左右される | .005 | .233 | .372 |

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

a. 13 回の反復で回転が収束しました。

《付録（3）》

| パターン行列 a | | |
|-------------------------------------|-------------|---------------|
| | 因子 | |
| | 1 裁判員としての不安 | 2 裁判員としてのやり甲斐 |
| 問 23 (8) 社会の注目を浴びた事件だとプレッシャーに耐えられない | .856 | .011 |
| 問 23 (7) 裁判員に選ばれたとしても人を裁く自信がない | .767 | -.148 |
| 問 23 (5) 私が裁判員に選ばれたら有罪となった人から恨まれそうだ | .611 | .153 |
| 問 23 (2) 私には死刑判決は出せない | .507 | -.111 |
| 問 23 (4) 私の関わった裁判の話を他人にしてはいけないのは負担だ | .441 | .057 |
| 問 23 (3) 裁判員に選ばれたら人生の貴重な経験になる | .076 | .837 |
| 問 23 (6) 裁判員に選ばれたら国民の重要な義務なので仕方がない | .033 | .596 |
| 問 23 (1) 裁判員に選ばれたら私はそれを誇らしく思う | -.019 | .585 |

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

《付録(4)》

| | | 相関係数 | | | | | | | |
|-----------------|-------------------|-------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|---------------|---------------------|
| | | メディア 利用度 | 処罰肯定 意識 | 厳格手続 肯定意識 | 参加民主 主義志向 | 過誤判断 危惧 | 判断不確 実性危惧 | 裁判員と しての不安 | 裁判員と してのや り甲斐 |
| メディア利用 度 | Pearson の 相関係数 | 1 | .168** | -.031 | .273** | -.197** | -.053 | -.238** | .268** |
| | 有意確率 (両側) | | .000 | .305 | .000 | .000 | .081 | .000 | .000 |
| | N | 1109 | 1108 | 1108 | 1107 | 1105 | 1105 | 1106 | 1104 |
| 処罰肯定意識 | Pearson の 相関係数 | .168** | 1 | .399** | .143** | -.019 | .174** | -.143** | .159** |
| | 有意確率 (両側) | .000 | | .000 | .000 | .518 | .000 | .000 | .000 |
| | N | 1108 | 1108 | 1108 | 1106 | 1104 | 1104 | 1105 | 1103 |
| 厳格手続肯定 意識 | Pearson の 相関係数 | -.031 | .399** | 1 | .052 | .235** | .209** | -.067* | -.016 |
| | 有意確率 (両側) | .305 | .000 | | .087 | .000 | .000 | .026 | .606 |
| | N | 1108 | 1108 | 1108 | 1106 | 1104 | 1104 | 1105 | 1103 |
| 参加民主主義 志向 | Pearson の 相関係数 | .273** | .143** | .052 | 1 | -.198** | -.048 | -.387** | .603** |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .000 | .087 | | .000 | .110 | .000 | .000 |
| | N | 1107 | 1106 | 1106 | 1107 | 1105 | 1105 | 1105 | 1103 |
| 過誤判断危惧 | Pearson の 相関係数 | -.197** | -.019 | .235** | -.198** | 1 | .493** | .192** | -.170** |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .518 | .000 | .000 | | .000 | .000 | .000 |
| | N | 1105 | 1104 | 1104 | 1105 | 1105 | 1105 | 1103 | 1101 |
| 判断不確実性 危惧 | Pearson の 相関係数 | -.053 | .174** | .209** | -.048 | .493** | 1 | .196** | .018 |
| | 有意確率 (両側) | .081 | .000 | .000 | .110 | .000 | | .000 | .553 |
| | N | 1105 | 1104 | 1104 | 1105 | 1105 | 1105 | 1103 | 1101 |
| 裁判員として の不安 | Pearson の 相関係数 | -.238** | -.143** | -.067* | -.387** | .192** | .196** | 1 | -.379** |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .000 | .026 | .000 | .000 | .000 | | .000 |
| | N | 1106 | 1105 | 1105 | 1105 | 1103 | 1103 | 1106 | 1104 |
| 裁判員として のやり甲斐 | Pearson の 相関係数 | .268** | .159** | -.016 | .603** | -.170** | .018 | -.379** | 1 |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .000 | .606 | .000 | .000 | .553 | .000 | |
| | N | 1104 | 1103 | 1103 | 1103 | 1101 | 1101 | 1104 | 1104 |

(注) * は 1%水準で有意, ** は 5%水準で有意

《付録 (5)》

| 相関係数 | | | |
|--|---------------|--------------------------------------|--|
| | | 問 23B 裁判員になったとして、判決後記者会見を求められたら応じますか | 問 23C 評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という意見について、賛成ですか |
| 問 23B 裁判員になったとして、判決後記者会見を求められたら応じますか | Pearson の相関係数 | 1 | .103** |
| | 有意確率 (両側) | | .001 |
| | N | 1105 | 1102 |
| 問 23C 評議の内容について自由に話せるようにすべきだ」という意見について、賛成ですか | Pearson の相関係数 | .103** | 1 |
| | 有意確率 (両側) | .001 | |
| | N | 1102 | 1104 |
| メディア利用度 | Pearson の相関係数 | .182** | -.045 |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .136 |
| | N | 1105 | 1104 |
| 処罰肯定意識 | Pearson の相関係数 | .067* | .054 |
| | 有意確率 (両側) | .027 | .072 |
| | N | 1104 | 1103 |
| 厳格手続肯定意識 | Pearson の相関係数 | .050 | .185** |
| | 有意確率 (両側) | .095 | .000 |
| | N | 1104 | 1103 |
| 参加民主主義志向 | Pearson の相関係数 | .316** | .003 |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .921 |
| | N | 1104 | 1103 |
| 過誤判断危惧 | Pearson の相関係数 | -.078** | .113** |
| | 有意確率 (両側) | .009 | .000 |
| | N | 1102 | 1102 |
| 判断不確実性危惧 | Pearson の相関係数 | -.066* | .073* |
| | 有意確率 (両側) | .028 | .015 |
| | N | 1102 | 1102 |
| 裁判員としての不安 | Pearson の相関係数 | -.335** | .020 |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .510 |
| | N | 1105 | 1103 |
| 裁判員としてのやり甲斐 | Pearson の相関係数 | .316** | -.019 |
| | 有意確率 (両側) | .000 | .540 |
| | N | 1103 | 1101 |

(注) * は1%水準で有意, ** は5%水準で有意